

≪医療法人松浦会 姫路第一病院≫ ～指定通所リハビリテーション運営規程～

第1条（事業の目的）

医療法人松浦会 姫路第一病院（以下「事業所」という。）が行う指定通所リハビリテーションの事業（以下「事業」という。）の適正な運営を確保するための重要事項を定め、要介護状態にある利用者に対し、適切な指定通所リハビリテーションを提供することを目的とする。

第2条（運営の方針）

事業所は、利用者の心身の機能の維持回復を図り、日常生活の自立を助けるため、理学療法、作業療法その他必要なリハビリテーションを行うことにより、利用者の生活の質の向上及び家族の身体的・精神的負担の軽減を図るものとする。

2 事業の実施に当たっては、関係市町村、居宅介護支援事業者、他の居宅サービス事業者、保健医療サービス及び福祉サービスを提供する者との密接な連携に努めるものとする。

第3条（事業所の名称及び所在地）

事業所の名称及び所在地は、次のとおりとする。

- (1) 名称：医療法人松浦会 姫路第一病院
- (2) 所在地：兵庫県姫路市御国野町国分寺1 4 3 番地

第4条（従業員の職種、員数及び職務の内容）

事業所に勤務する従業員の職種、員数及び職務の内容は次のとおりとする。

- (1) **管理者（医師兼務）：1名**
事業所の従業者の管理及び業務の実施状況の把握その他の管理を一括して行うとともに、利用者に対する医療業務を行う。
- (2) **理学療法士：2名以上**
利用者の心身の状況に応じたリハビリテーション実施計画の策定、及び機能訓練の実施、評価を行う。
- (3) **相談員：1名以上**
利用者及び家族からの相談への対応、通所リハビリテーション計画の作成、関係機関との連絡調整等を行う。
- (4) **介護職員：1.5名以上（常勤換算）**
利用者の移動、排泄等の介助、及び送迎業務、利用者支援等を行う。
- (5) **その他**
必要に応じ、病院本隊の看護職員等と連携し、利用者の健康管理体制を確保する。

第5条（営業日及び営業時間）

事業所の営業日及び営業時間は、次のとおりとする。

- （1） 営業日：月曜日から金曜日までとする。
（休日：土、日曜日、祝祭日及び夏季休暇（8月15日）、年末年始（12月30日～1月3日）
※施設の改修や職員研修及び天候悪化によって臨時的に休業する場合があります。
- （2） 営業時間：午前9時00分から午後5時00分までとする。
- （3） サービス提供時間（3部制）：
 - ① 第1部：午前9時00分から午前10時20分まで
 - ② 第2部：午前10時20分から午前11時40分まで
 - ③ 第3部：午後2時00分から午後3時20分まで

第6条（利用定員）

指定通所リハビリテーションの利用定員は、各時間帯につき **8名** とする。

第7条（指定通所リハビリテーションの内容及び利用料等）

指定通所リハビリテーションの内容は、リハビリテーション実施計画に基づき、機能訓練、送迎、その他必要な便宜の提供を行う。

- 2 利用料は、厚生労働大臣が定める告示に基づく介護報酬の額とする。
- 3 介護保険の適用外となる以下の費用については、利用者から実費の支払いを受けるものとする。
 - （1）おむつ代：実費
 - （2）日常生活において通常必要となる費用：実費

第8条（通常の事業実施地域）

通常の事業実施地域は、以下の地域とする。

- ・ 姫路市立四郷中学校区、花田中学校区、東中学校区、東光中学校区
- ・ 姫路市立谷外小学校区

第9条（緊急時等における対応方法）

従業者は、サービス提供中に利用者の心身の状態に急変、その他緊急事態が生じたときは、速やかに主治の医師又は協力医療機関への連絡を行う等の必要な措置を講じるとともに、管理者に報告し、家族等へ連絡するものとする。

第10条（苦情処理）

事業所は、提供したサービスに関する利用者及びその家族からの苦情に迅速かつ適切に対応するため、苦情を受け付けるための窓口を設置する等の必要な措置を講じるものとする。

- 2 事業所は、前項の苦情を受け付けた場合には、当該苦情の内容等を記録する。

3 事業所は、市町村等が実施する調査に協力し、市町村等から指導又は助言を受けた場合は、当該指導又は助言に従って必要な改善を行うものとする。

第11条（事故発生時の対応および損害賠償）

従業者は、利用者に対するサービスの提供により事故が発生した場合には、速やかに市町村、利用者の家族、居宅介護支援事業者等に連絡を行うとともに、必要な措置を講じるものとする。

2 事業所は、前項の事故の状況及び事故に際して採った処置について記録するものとする。

3 事業所は、サービスの提供に伴って、事業所の責めに帰すべき事由により利用者の生命・身体・財産に損害を及ぼした場合は、速やかにその損害を賠償するものとする。

第12条（虐待の防止のための措置）

事業所は、利用者の人権の擁護・虐待の防止のため、次の措置を講ずるものとする。

- (1) 虐待防止検討委員会の定期的な開催（年2回以上）及び結果の周知徹底
- (2) 虐待防止のための指針の整備
- (3) 従業者に対する定期的な研修の実施
- (4) 虐待防止責任者の配置

第13条（その他運営に関する重要事項）

事業所は、身体的拘束等の適正化、業務継続計画（BCP）の策定、感染症対策の徹底、及びハラスメントの防止について、別途定める指針に基づき適切に運用するものとする。

2 事業所は、従業者の資質向上のため、研修の機会を確保するものとする。

3 従業者は、業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を厳守する。この義務は契約終了後も同様とする。

令和8年4月1日 改定